

現 場 説 明 書

1 契約事務に関する事項

(1) 入札（又は見積書の提出）について

ア この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、競争参加資格確認通知書（指名競争の場合は指名通知書、随意契約の場合は見積依頼書）、図面、仕様書、近畿農政局競争契約入札心得（又は近畿農政局随意契約見積心得）、工事請負契約書（案）、農林水産省電子入札運用基準標準例及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。

イ この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

ウ 工事費内訳書の提出

①第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（新たな様式含む）の提出をするものとする。

②電子入札方式の場合

工事費内訳書（新たな様式除く）は農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札システムにより行うこととする。その他の方法によるものは受け付けない。

なお、工事費内訳書（新たな様式）は、入札説明書の配布と合わせて交付するものとし、提出方法については、(HP)農林水産省 電子入札センター【受注者】トップページの〈お知らせ〉に『【重要】工事費内訳書に新たに記載すべき経費における様式(Excel)の提出方法について』を掲載しているため、確認し適切に提出すること。

③紙入札方式の場合

工事費内訳書（新たな様式除く）は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出（CD-R+紙）すること。その他の方法によるものは受け付けない。

なお、工事費内訳書（新たな様式）は、入札説明書の配布と合わせて交付するものとし、提出方法については、第1回の入札時に工事費内訳書と合わせて提出（CD-R+紙）するこ

と。

エ 請負代金内訳書の提出

受注者は、発注者が請負代金内訳書（請負代金額の内訳書で、特別仕様書に定める数量単位で、単価及び金額を併記したもの別紙様式１）の提出を求めた場合は、２週間以内に発注者に提出しなければならない。

なお、本内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

オ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条の調査について

①近畿農政局所管に係る工事の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づいて作成された調査基準価格を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

②調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の(ア)～(オ)に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (オ) 一括計上価格の額に10分の10を乗じて得た額

③低入札価格調査においては、次の資料(ア)～(コ)及び(シ)の提出を求め、(サ)については関係機関への照会等の調査を行う。資料は別紙様式２「予算決算及び会計令第86条の調査資料（低入札価格調査）」により提出するものとする。また、必要に応じて(ア)～(シ)以外の説明資料の提出を求める場合がある。

- (ア) 当該価格で入札した理由
- (イ) 入札金額の積算内訳
- (ウ) 手持ち工事の状況
- (エ) 配置予定技術者名簿
- (オ) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (カ) 手持ち資材の状況
- (キ) 資材購入先一覧表
- (ク) 手持ち機械の状況
- (ケ) 労働者の確保計画
- (コ) 工種別労働者配置計画
- (サ) 経営内容
- (シ) 建設副産物の搬出地

(2) 契約の保証について

ア 落札者は、工事請負契約書（案）の提出とともに、次の①から⑤までのいずれかの書類を提出しなければならない。

なお、契約保証の額は請負代金額の10分の1の金額以上（一般競争入札（WTO対象工事（450万SDR）の場合は10分の3の金額以上）とする。

ただし、予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3の金額以上とする。

①契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行京都支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「**近畿農政局歳入歳出外現金出納官吏 会計課課長補佐 安田 路浩**」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め
る旨の保管金払渡請求書を提出すること。

②契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行京都支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「**近畿農政局有価証券取扱主任官 会計課課長補佐 安田 路浩**」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中

中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には 「支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証の額に相当する金額であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 銀行等と保証契約を締結した受注者は、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、契約保証の額に相当する金額であること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険で

ある。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿農政局長 志知 雄一」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証の額に相当する金額であること。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

イ ア③の金融機関等の保証に係る保証書、同④の公共工事履行保証証券に係る証券又は同⑤の履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

ウ 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

エ アの規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合

は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) 前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(4) 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく工期変更の被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る工事請負契約書の写しを送付するものとする。

(5) 工事請負契約書（案）について

ア 第18条、第19条、第20条

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計変更を伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行う。

イ 第26条

第5項（単品スライド条項）の適用については、その運用マニュアル（案）を近畿農政局のホームページに掲載している。

ウ 第30条

数次にわたる損害額の累積が請負代金の1/100を超える場合の各々の損害額については、累積損害の場合の累積する各々の損害額の最低限は1つの損害額が損害を受けた時点の請負代金額の5/1000以上（ただし5/1000の額が20万円を超える場合は20万円）かつ損害額が10万円以上とする。

なお、天災その他不可抗力による損害が生じるおそれがあると判断される場合には、火災保険、工事保険等に参加すること。

エ 第35条

①既済部分払を選択した場合には、中間前払金の支払請求はできない。

②中間前払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の1/2（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の1/2）を経過し、かつおおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも1/2（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の1/2）以上である場合に行うものとする。

オ 第36条

第1項において、第35条第6項の規定により、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下回らない額とする。

カ 第38条

中間前金払を選択した場合には、既済部分払金の支払請求はできない。

キ 第54条の2

本契約に関し、受注者が第54条の2のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1（予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3に相当する額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ク 第59条

管轄建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

ケ 第60条

仲裁合意書は、契約締結時に2通作成し当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

コ 契約条件

① 支 払

前 金 払	有り（請負代金額の4／10以内） （予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の2以内）
中間前金払	有り（請負代金額の2／10以内）
部 分 払	有り 令和8年度 2回（うち1回は中間前金払との選択可） 令和9年度 1回（中間前金払との選択可）
出来高部分払	（180日を超える工事について適用） 請求の上限回数＝工期／90（端数は切り捨て）

②中間前金払と既済部分払に関することについて

請負代金が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日を超える工事については、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。

また、工期が180日を超える工事については、中間前金払と部分払もしくは出来高部分払のいずれかを選択するものとする。

また、その選択については、落札決定後、工事請負契約書を提出するまでに申し出るも

のとし、その後においては変更することができない。

なお、債権譲渡申請が承諾された以降は、中間前金払又は既済部分払を請求することができず、その後において変更することができない。

- | | |
|----------|--|
| ③契約書作成期限 | 落札決定の日の翌日から7日以内（土日祝日除く） |
| ④工事の着手 | 契約締結の日から余裕期間を加味した日
余裕期間については、特別仕様書第2章5．工期を参照。 |
| ⑤工事期間 | 着工の日から420日以内 |

2 指示事項

(1) 適切な技術員の配置

ア 建設業法の規定に基づき工事現場毎に設置が義務づけられている主任技術者又は監理技術者は、適切な資格及び技術力等を有し、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。

イ 建設業法第26条第2項の規定に該当する場合（下請契約の総額が土木一式工事にあつては5,000万円以上、建築一式工事にあつては8,000万円以上）には、監理技術者を配置すること。

ウ 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合（土木一式工事にあつては請負金額が4,500万円以上、建築一式工事にあつては9,000万円以上）には、配置する主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。

エ 受注者が経常建設共同企業体である場合には、前ア～ウにより主任技術者又は監理技術者を専任で配置した構成員以外の各構成員は、少なくとも専任の主任技術者を配置すること。

ただし、工事1件の請負金額が土木一式工事にあつては4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の場合には兼任で配置することで足りる。

(2) 労働災害の防止について

厚生労働省労働基準局長より「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」（平成19年3月22日付け基発0322003号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが、一層推進するよう努めること。

- ア 工事の計画段階における安全衛生の確保
- イ 安全衛生管理体制の整備等
- ウ 工事用機械設備に係る安全性の確保
- エ 適正な方法による作業の実施
- オ 安全衛生教育等の推進
- カ 労働衛生対策の徹底
- キ 建設業附属寄宿舍
- ク 出稼労働者の労働条件確保

(3) 一括下請負の禁止

受注者は、工事請負契約書第6条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。

(4) 施工体制の点検について

発注者が農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第1編第1章第1節総則1-1-14及び

「施設機械工事等共通仕様書」第1章第1節1-1-15に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

(5) 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(6) 被災農林漁業者の優先雇用について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震・台風等被災地域の被災農林漁業者の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行なうので、受注者は協力すること。

- ①工事着手時点における雇用見込人数
- ②月毎の雇用実績人数

(7) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等。）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(8) 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

(9) 建設業退職金共済制度について

ア 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という。）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。

イ 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。

ただし、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。

ウ 受注者は、イの申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、イの申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

エ 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。

オ 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。

カ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

キ 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が発行する建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識を現場事務所又は工事現場の出入口等見やすい場所に掲示すること。

ク 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

(10) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不法改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(11) 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けないで開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引起こすため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

(12) 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

ア 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第１２条に基づく説明書（別紙様式４及び別表３）を発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

イ また、建設リサイクル法第１３条に基づき、請負契約の当事者が、(1)分別解体等の方法、(2)解体に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

ウ なお、工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法と別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

(13) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(14) 適正なコンクリート工事の実施について

土曜日、日曜日、祝日のコンクリート打設は、緊急を必要とする場合を除いて、原則として行わないものとする。やむを得ずコンクリートを打設する場合は、事前に作業内容及び理由等を記載した休日作業届けを監督職員に提出すること。

(15) 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）を推進するため、平成22年12月28日に策定した「新農林水産省木材利用推進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

については、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

(16) 工事書類の簡素化について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/）に提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載したので、農林水産省ホームページからダウンロードして使用するものとする。

(17) 工事における余裕期間について

ア 本工事は、着手期限日の前日（令和8年8月10日）まで余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者等（現場代理人を含む）の配置を要しないものとする。

イ 本工事の入札時における積算上の工期は、令和8年8月11日～令和9年10月4日（420日間）としている。

(18) 架空線の防護措置について

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

(19) 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙様式6にて通知すること。

3 補足事項

補足事項は次のとおりであり、設計図書（図面、仕様書、本現場説明書等）について質問があった場合は別紙様式5により回答する。

（１）積算条件について

1) 積算条件における工種区分等について

本工事の積算における工種区分は農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準」の第3別表1に掲げる「水路トンネル工事」、地域区分は「兵庫南」、地区区分は「加西市・加東市・小野市」を適用している。単価適用年月は「令和8年5月」を適用する。

共通仮設費率の補正について、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」の第3別表3の「中山間地域」を適用している。

現場管理費率の補正について、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準」の第5別表3の「中山間地域」を適用している。

本工事の現場環境改善費のうち、率計上分については積算書で計上している。なお、積上げ計上分については、取り組み状況に応じて監督職員と協議のうえ変更契約により対応する。

2) 歩掛の適用について

本工事の積算における歩掛について、土地改良工事積算基準を適用するものは、令和8年度の歩掛を適用する。国土交通省土木工事積算基準を適用するものは、令和8年3月時点で公表されている最新の歩掛を適用している。土地改良工事及び国土交通省土木工事が適用できない歩掛のうち、各種協会の積算資料及び公表されている歩掛についても令和8年3月時点の歩掛を適用している。なお、見積による歩掛については、令和8年1月時点の歩掛とする。

本工事の入札までの期間に、歩掛が改定され施工実態と大幅に差異がある場合、監督職員と協議のうえ変更契約により対応する。

2) 設計材料単価について

土地改良工事設計材料単価（近畿農政局公表分）について、以下に公表している。

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

また、本工事において使用する特殊な設計材料単価、建設副産物処理費（受入費用）、特殊工法に伴う機械損料等について、別紙1に示す。

3) 鋼矢板について

発進立坑の鋼矢板について、存置矢板分及び引抜範囲のうち継施工分の鋼矢板は買取価格として市場価格（新品価格×90%）を計上している。その他の鋼矢板は賃料計上としている。

なお、賃料計上分の鋼矢板の返却にあたり、修理費又は不足弁償金が発生する場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。

鋼矢板の施工に伴いコーナー施工に伴う反力としてL=9.0m（打設・引抜き8.0m/枚）3枚を見込んでいる。

4) 薬液注入について

本工事の薬液注入工の積算にあたっては、鉛直方向施工のほか傾斜施工が必要な現場条件となっている。当初発注の積算では全て鉛直方向の施工を計上しているが、傾斜施工に関し鉛直施工に比べて著しく施工能力が低減となる場合は、監督職員と協議のうえ変更契約により対応する。

5) 推進工について

本工事の推進工はCMT工法を想定した設計としており、積算にあたってはCMT工法協会2025年度技術資料・積算資料及び見積により算定している。なお、他工法に変更する場合、受注者の負担により修正設計等を行った上、監督職員と協議を行うことが出来るものとする。

推進工の積算に関する主な現場条件、積算条件は次のとおりである。

項 目	条 件	備 考
施工区分	昼間施工（実働8時間）	
適用土質	硬質土（N値50以上）、岩強度50MN/m ² 未満	
推進延長	102.50m ※地質別分担延長：砂岩92.321m、礫岩10.179m	
推進機呼び径	φ1,000	
日進量（平均）	3.87m/日	
クレーン設備	ラフテレーンクレーン使用	
電力関係	発動発電機使用	

掘進部の地質条件等により日進量が大幅に変動する場合は監督職員と協議するものとする。

6) 推進用機械器具等基礎価格の適用図書について

機械器具基礎価格は次の図書の平均値を採用している。

2025年度版 建設物価推進工事用機械器具等基礎価格表（一財）建設物価調査会

2025年度版 積算資料推進工事用機械器具等基礎価格表（一財）経済調査会

なお、上記図書に掲載の無い基礎価格及び損料率については、推進工事用機械器具等損料率参考資料（公社）日本推進技術協会 及び見積により算定している。

7) 水道使用料金について

加東市給水条例及び小野市上水道給水条例に定める口径20mmの基本料金、従量料金及び加入金を計上しており、工事区域の最寄りから給水を行うことを想定している。なお、給水期間は、発進立坑側は9カ月間、到達立坑側は2カ月間を想定している。また、給水場所から使用場所までの運搬が必要な場合は、監督職員と協議のうえ契約変更により対応する。

8) 賃料機械及び仮設材質料の長期割引について

本工事の積算における賃料機械及び仮設材質料の長期割引については、以下に示すものについて適用している。なお、詳細については農林水産省農村振興局制定「土地改良工事積算基準（土木工事）」の運用事項に記載のとおりである。

【賃料機械】

① ラフテレンクレーン 16ton吊	適用工種：土圧式推進工-推進仮設工-クレーン設備工
② 発動発電機150kva	適用工種：土圧式推進工-仮設電力設備工
③ 発動発電機200kva	適用工種：土圧式推進工-仮設電力設備工
④ 発動発電機 10kva	適用工種：内挿管仮設工-送気設備
⑤ 発動発電機 25kva	適用工種：内挿管仮設工-照明設備

【仮設材質料】

① 鋼矢板	適用工種：仮設工-発進立坑
② 鋼製山留材	適用工種：仮設工-発進立坑
③ 敷鉄板	適用工種：仮設工-仮設道路工

9) 関連工事からの仮設材の引継ぎについて

特別仕様書に示す関連工事において、本工事現場までの仮設道路及び仮設ヤードの造成を行う計画として。左岸工事用進入路（県道75号線から発進立坑付近）及び左岸側仮設ヤードについては、令和8年9月から本工事で管理を行うものとする。右岸工事用進入路（小田橋から到達立坑付近）及び右岸側仮設ヤードについては、令和8年10月から本工事で管理を行うものとする。関連工事からの引継ぎ時期については監督職員から指示を行う。なお、工事用進入路及び仮設ヤードは本工事完了までに撤去し耕地復旧を行うものとする。

関連工事で設置した工事用進入路及び既設水路に設置した仮設材のうち、仮排水管は現場発生品扱いとし、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象とはしない。

本工事の敷鉄板賃料の供用日数について、左岸側敷鉄板は345日、右岸側敷鉄板は360日を見込んでいるが、関連工事から引き継ぎを前提に供用日数区分361日～720日の単価により積算を行っている。また、賃料のほか整備費を計上している。なお、関連工事からの引継ぎが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 現場条件

1) 地質条件

本工事区間の設計にあたり想定している地質縦断図、地盤定数及びボーリング柱状図等は別紙2に示す。

2) 架空線の防護措置

架空線の防護措置について、架空線管理者との協議により架空線防護管の設置を行う場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

3) 材料の着荷地点

本工事用地内を想定している。

4) 土砂等の流出防止対策

通常の作業工程では対策の必要はないと想定している。

5) 汚濁水の処理

本工事の薬液注入工、推進工に伴う排泥水処理以外の汚濁水の処理は見込んでいないが、工事に伴う排出水を水路等に放流する必要がある場合で、濁水処理が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

なお、薬液注入の施工に伴う排泥水については、分離、沈殿、Ph処理を行い、排泥を産業廃棄物として処理を行うものとするが、排泥水処理及び産業廃棄物処理については施工状況を確認のうえ、処理実態に応じて契約変更の対象とする。なお、当初設計においては、協会積算資料に基づく標準的な使用水量及び作業日数から算出した数量を計上している。

6) 道路の維持管理

工事現場への進入路（工事用道路）及び施工ヤードについて、関連工事で造成し、特別仕様書に示す期日以降の管理（仮設物を含む）を本工事で実施するものとするが、関連工事及び本工事受注者の調整が整った場合は、これらの期日を変更する場合がある。

なお、碎石舗装区間の維持管理について、補足材による補修を計上しており、特に一般車両の通行がある区間については、定期的に維持補修を行うものとする。

7) 工事用地の排水、耕地復旧時の細部変更について

農地に工事用進入路及び仮設ヤードを造成することから、残地の排水不良等が考えられるため、仮設排水管等の設置を指示する場合がある。

周辺農地及び民家への環境を考慮し、適宜除草対応を指示する場合がある。なお、共通仮設費率の適用範囲を超えると想定される場合は監督職員と協議するものとする。

(3) その他事項

1) 地元対応

地元関係者には誠意ある対応を心がけること。ただし、地元関係者からの要望を受注者自ら受入れて実施した工事は、すべて受注者の責任において対処すること。

農地の復旧にあたっては、地権者又は耕作者の意向を十分に確認した上で復旧作業にあたることとし、状況に応じて監督職員と打合せを行うものとする。

2) 協議状況

本工事に関する、協議状況は次のとおりであり、協議状況によって、構造変更及び追加の仮設工事を行う必要がある場合は、契約変更により対応する。

東条川渡河区間について、現在、河川管理者（近畿地方整備局）と協議中であり、令和8年6月下旬に協議成立見込みである。

東条川右岸進入路（河川区域内）について、現在河川管理者（兵庫県）と協議中であり、令和8年5月下旬に協議成立見込みである。

発進立坑側及び東条川右岸の小野市所管市道、里道、水路に関する協議は、令和8年6月下旬に協議成立見込みである。

到達立坑側の加東市所管市道、水路に関する協議は、令和8年6月下旬に協議成立見込みである。

土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更に伴う届出（法第4条第1項）については、令和8年6月下旬までに兵庫県に提出予定である。

本工事に掘削する土砂建設発生土について、当初契約時点では特別仕様書に記載の処分場への搬出を見込んでいるが、他工事への流用又は他機関との調整が整った場合は搬出先を変更する場合がある。

3) 通水試験

通水試験を実施する際は別途、受注者に通知する。

4) 施工効率向上対策

共通事項書5. 工事の施工効率向上対策（5）に係る建設コンサルタントの出席に要した経費は、別途契約により対応することとする。

5) 概算数量発注

本工事は標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

6) 概算数量の対象範囲

薬液注入工に伴う、用水及び泥水（産業廃棄物）処理量

7) 低入札価格調査対象工事について

本工事は、低入札価格調査対象工事であり、低入札価格調査対象工事に該当した場合、次の措置を講じる。

- 1) 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名）で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ2)及び3)に示す対策を講ずることとする。

①施工確認段階

②施工体制点検段階

③下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

- 2) 1)に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間に於いて近畿農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

（公募型指名競争入札等の場合）

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大3点）を3点マイナスする。

- 3) 1)に示す文書指示の回数が2回に達した場合、近畿農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の他の新規工事に係

る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

- 4) 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、2)と同様の措置を講ずる。

番号	名称	規格	単位	単価(円)	備考
1	多段式元押しジャッキユニット	1000KN×4台	供用日	81,500	
2	多段式ジャッキ用元押輪	φ1000	供用日	2,430	
3	二液方式A液注入ポンプ	吐出可変型、0.75kw	日	2,630	
4	二液方式B液注入ポンプ	無脈定量ポンプ、0.75kw	日	1,720	
5	CMT F-1溶解槽	2.2kw	日	984	
6	集中操作盤		日	1,830	
7	一次側電源バルブ付操作盤	50mm	日	920	
8	高速ミキサー	並2槽式200L×2kw	日	1,300	
9	ミキシングプラント	中型、0.4kw	日	641	
10	アジテータータンク	3.0m3攪拌機付2.2kw	日	984	
11	グラウトポンプ	横型二連動複動ピストン式	日	3,230	
12	グラウトミキサー	並2槽式200L×2kw	日	1,300	
13	泥水ポンプ(送水)	可変速、11kw	供用日	8,230	
14	泥水ポンプ(排水)	可変速、22kw	供用日	9,650	
15	計測機器	口径100mm	供用日	5,890	
16	現場制御盤	出力30kw未満	供用日	2,810	
17	ユニット式一次処理機	2m3/min、32.2kw	供用日	56,200	
18	清水槽	20m3	供用日	2,170	
19	余剰泥水槽	20m3	供用日	2,170	
20	ポータブルベルトコンベア	350mm、1.1kw	供用日	567	
21	清水移送ポンプ	3.7kw	供用日	583	
22	水替水中ポンプ(発進立坑)	φ100、5.5kw	供用日	909	
23	水替水中ポンプ(到達立坑)	φ100、5.5kw	供用日	909	
24	多段式ジャッキ推進台	φ1000用、1.19t	供用日	380	
25	作動油(元押し用)	32cst	L	305	
26	注入ブロック(一次注入側)	高圧ホース50mm*4本、MB管一次側80mm*1本、1現場当り	台	13,688	
27	注入ブロック(一次注入側)	高圧ホース50mm*4本、MB管一次側80mm*1本	供用月	13,688	
28	鋼管 送液管(一次側)	φ80-2.43m、1現場当り	本	563	
29	鋼管 送液管(一次側)	φ80-2.43m	供用月	563	
30	高圧ホース 一次送液管(一次側)	φ32-20m、1現場当り	本	8,625	
31	高圧ホース 一次送液管(一次側)	φ32-20m	供用月	8,625	
32	鋼管ジョイント 送液管(一次側)	φ80、1現場当り	個	208	
33	鋼管ジョイント 送液管(一次側)	φ80	供用月	208	
34	電話機	工法協会仕様(マイク・スピーカー共)	セット	11,289	
35	通信用ビニール線	VCTF1.25mm、4芯30mメタコン付き、	組	4,535	
36	鋼管 配管材(1)	φ100、5.50m/本	供用月	1,290	
37	鋼管 配管材(1)	φ100、5.50m/本、(1現場当り)	本	1,290	
38	S1ジョイント 配管材(1)	φ100	供用月	280	
39	S1ジョイント 配管材(1)	φ100、(1現場当り)	個	280	

番号	名称	規格	単位	単価(円)	備考
40	ゲートバルブ 配管材(1)	φ 100	供用月	3,675	
41	ゲートバルブ 配管材(1)	φ 100、(1現場当り)	個	3,675	
42	鋼管 配管材(1)	φ 100、2.43m	供用月	680	
43	鋼管 配管材(1)	φ 100、2.43m、(1現場当り)	本	680	
44	フレキシブルホース 配管材(2)	φ 100、5.0m	供用月	8,680	
45	フレキシブルホース 配管材(2)	φ 100、5.0m(1現場当り)	本	21,700	
46	立坑バイパス装置 配管材(2)	φ 100	供用月	245,500	
47	立坑バイパス装置 配管材(2)	φ 100、(1現場当り)	台	932,900	
48	鋼材損料	掘進機引上用受け台工	式	5,094	
49	油圧式杭圧入引抜機(フライホイール式パイルオーガ)	普通鋼矢板用 圧入力800KN	日	348,000	
50	山土(購入土)	仮設道路用	m ³	2,850	
51	クラウド材(削孔)	二重管ダブルパッカー(削孔)	L	11	
52	注入材(一次注入)	二重管ダブルパッカー(一次注入)	L	11	
53	推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2、φ 1000、標準管、2種、50N、JA継手	本	194,000	
54	推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2、φ 1000、半管、2種、50N、JA継手	本	165,000	
55	推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2、φ 1000、標準管、2種、50N、JA継手、JC挿し	本	215,000	
56	推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2、φ 1000、標準管、2種、50N、JA継手、カラーなし	本	182,000	
57	鋼管(直管)	STW400、6t、900A×9000L	本	929,000	
58	鋼管(1フランジT字管)	STW400、6t、900A×2050L×600A×1800H、F12板フランジ600A-RF(ボルト、ナット、ゴム輪含む)	本	1,420,000	
59	鋼管(短管)	STW400、6t、900A×1000L、(転落防止柵含む)	本	379,000	
60	鋼管(1フランジT字管)	STW400、8t、900A×6000L×900A×700H、F12板フランジ900A-RF(ボルト、ナット、ゴム輪含む)	本	2,960,000	
61	鋼管(T字管)	STW400、14t、900A×2040L×900A×700H、閉塞蓋PL-45t×φ960	本	1,970,000	
62	鋼管(1フランジT字管)	STW400、14t、900A×2300L×900A×1000H、F12板フランジ600A-RF(ボルト、ナット、ゴム輪含む)	本	2,420,000	
63	鋼管(曲管)	STW400、14t、900A×89° 53' 6" ×1050L/1150L	本	1,220,000	
64	鋼管(直管)	STW400、8t、900A×4840L	本	620,000	
65	鋼管(曲管)	STW400、8t、900A×88° 58' 27" ×1050L/1050L	本	891,000	
66	鋼管(短管)	STW400、6t、900A×2201L	本	548,000	
67	鋼管(短管)	STW400、6t、900A×3000L	本	595,000	
68	鋼管(1フランジ排水T字管)	STW400、6t、900A×2000L×350A×650L、F12板フランジ350A-RF	本	956,000	
69	鋼管(曲管)	STW400、6t、900A×37° 2' 54" ×1170L/1000L、HB33° 44' 56"	本	883,000	
70	鋼管(内挿管)	STW400、14t、900A×3000L	本	672,000	
71	鋼管(内挿管)	STW400、6t、900A×4000L	本	488,000	
72	鋼管(内挿管)	STW400、6t、900A×4000L、グラウトホール付き	本	598,000	
73	鋼管(内挿管)	STW400、14t、900A×2450L	本	807,000	
74	裏当金	900用、6t、B50mm(2つ割り)	組	33,900	
75	伸縮可とう管(タイボルト付)	φ900用(O.D.914.4)、設計内圧0.66Mpa未満、偏心量100mm、付属品含む	基	6,270,000	
76	鋼管(2フランジ短管)	STW400、6t、350A×1000L、F12板フランジ350A-RF(ボルト、ナット、ゴム輪含む)	本	815,000	
77	水道用急速空気弁	PDCPD製、7.5K、φ100、補修弁含む	個	222,000	
78	MFジョイント	φ350	個	145,950	

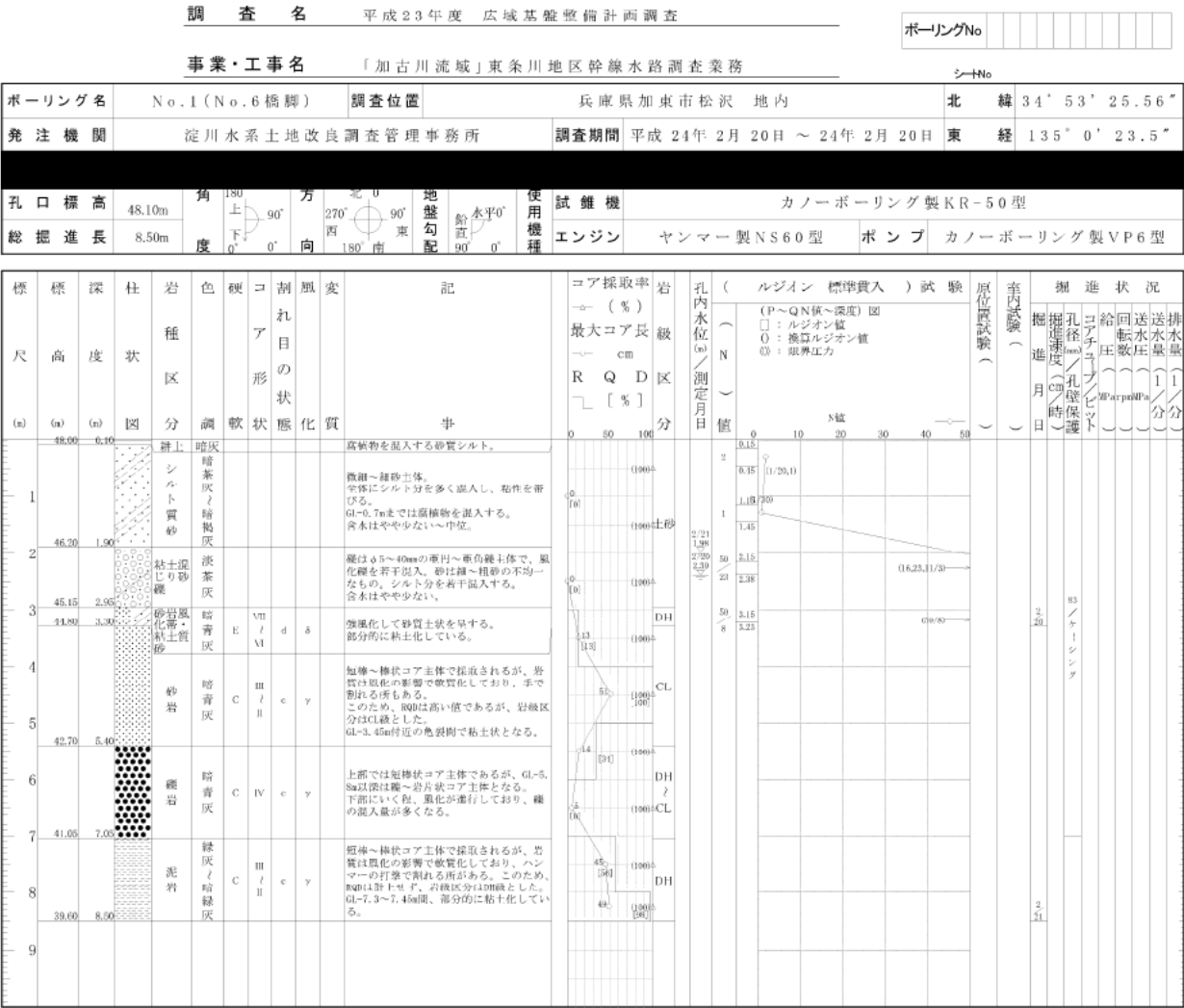
番号	名称	規格	単位	単価(円)	備考
79	二分割底版	1800×1800×300、開口650	組	863,000	
80	二分割底版	1800×1800×300、開口950	組	892,000	
81	角型マンホール直壁	1800×1800×900	個	363,000	
82	FRP製覆蓋	2160×2160、2分割、開口蓋(600×600)付き、付付属品(パッキン、アンカー材、取手)含む	組	1,000,000	
83	組立式マンホール(管取付壁)	φ1800×H2100、Ⅱ種足掛け金物含む	個	924,000	
84	組立式マンホール(踊場直壁)	φ1800×H300、踊り場開口φ900、Ⅱ種、足掛け金物含む	個	921,000	
85	組立式マンホール(直壁)	φ1800×H2100、Ⅱ種、足掛け金物含む	個	767,000	
86	組立式マンホール(踊場直壁)	φ1800×H300、踊り場開口φ900、Ⅰ種、足掛け金物含む	個	863,000	
87	組立式マンホール(直壁)	φ1800×H2100、Ⅰ種、足掛け金物含む	個	656,000	
88	組立式マンホール(スラブ)	φ900/φ1800×H300、Ⅰ種、足掛け金物含む	個	386,000	
89	組立式マンホール(直壁)	φ900×H300、Ⅰ種、足掛け金物含む	個	18,600	
90	組立式マンホール(斜壁)	φ900×H300、Ⅰ種、足掛け金物含む	個	24,200	
91	組立式マンホール(調整リング)	φ900×H150、足掛け金物含む	個	31,700	
92	FRPスラブ	φ900、40×40×6、H39、付属品(受けアングル、アンカー材)含む	組	163,000	
93	ボックスカルバート(標準)	B1300×H600×L2000T-25用 土被り1.0～2.0m	個	309,000	
94	ボックスカルバート(短尺)	B1300×H600×L948T-25用 土被り1.0～2.0m	個	270,000	
95	ボックスカルバート(短尺)	B1300×H600×L1586T-25用 土被り1.0～2.0m	個	369,000	
96	ボックスカルバート(短尺)	B1300×H600×L1850T-25用 土被り1.0～2.0m	個	410,000	
97	組立式マンホール(底版付管取付壁)	矩形、2100×2100×900	個	803,000	
98	組立式マンホール(直壁)	矩形、2100×2100×1600、グレーチング用受枠加工、足掛け金物含む	個	789,000	
99	組立式マンホール(直壁)	矩形、2100×2100×1700、グレーチング用受枠加工、足掛け金物含む	個	883,000	
100	開口加工費	組立式マンホールB1300×H600BOXカルバート開口加工	個所	90,200	
101	開口加工費	組立式マンホールφ350開口加工	個所	33,200	
102	開口加工費	組立式マンホールφ200開口加工	個所	19,000	
103	グレーチング	B2100×L2100(3分割B730)、T-25、受枠含む	組	791,000	
104	集水柵	□600、H800、柵ベース、グレーチング蓋(普通目)含む	基	173,000	
105	一筆排水柵	400×200×600	基	14,200	
106	仕切弁保護(2号蓋枠付)	φ350×H150	個	42,500	
107	仕切弁保護(上部枠)	φ350×H150	個	16,900	
108	仕切弁保護(中部枠)	φ350×H200	個	9,960	
109	仕切弁保護(中部枠)	φ350×H300	個	17,600	
110	仕切弁保護(下部枠)	φ350×H300	個	21,000	
111	仕切弁保護(スラブ)	φ450×H40	個	16,400	
112	プレキャストL型擁壁	H2200×B1600×L2000	個	164,000	
113	プレキャストL型擁壁	H2200×B1600×L1250	個	168,000	
114	プレキャストL型擁壁	H2200×B1600×L994	個	147,000	
115	プレキャストL型擁壁	H2200×B1600×L995	個	147,000	
116	プレキャストL型擁壁(コーナー部)	H2200×B1650×L2000	個	344,000	
117	用水	水道水(小野市)	m ³	322	

番号	名称	規格	単位	単価(円)	備考
118	用水(基本料金)	水道(小野市)	月	3,600	
119	上水道加入金	水道(小野市)	式	90,000	
120	用水	水道水(加東市)	m ³	296	
121	用水(基本料金)	水道(加東市)	月	900	
122	上水道加入金	水道(加東市)	式	180,000	
123	鋼矢板継ぎ施工費	普通鋼矢板、Ⅳ型	ton	8,970	
124	鋼矢板(中古品相当)	Ⅴ型 Ⅳ型(新品価格*90%)	ton	180,000	
125	グラウト材	ライナープレート間詰	m ³	18,500	
126	粘土	200#	Kg	34	
127	ベントナイト	250#	Kg	89	
128	CMT F-1	緩み土圧抑制材の混合溶液	L	2,400	
129	混合型裏込め材		Kg	130	
130	発進坑口用グラウト止輪	φ1000(ゴム輪共)	組	432,000	
131	到達坑口用グラウト止輪	φ1000(ゴム輪共)	組	514,000	
132	床板材		m ³	61,000	
133	掘進機発進用受台諸雑費		式	5,840	
134	高密度ポリエチレン管継手材	ダブル構造(無孔)波状管用、φ1100	組	66,300	
135	高密度ポリエチレン管	φ1100、損耗率65%(6月以上1年未満)	m	59,800	
136	産業廃棄物処分費	コンクリート殻(有筋)	m ³	5,000	
137	産業廃棄物処分費	コンクリート殻(無筋)	m ³	4,230	
138	土砂処分費(土砂)	砂質土	m ³	900	
139	土砂処分費(土砂)	粘性土	m ³	2,520	
140	産業廃棄物処分費	泥水	ton	12,000	
141	産業廃棄物処分費	廃プラスチック類	m ³	7,000	

【留意点】

番号1～49は機械器具損料、番号50～141は資材単価(調査価格)、但し、この限りでない場合は規格欄又は備考欄の記載による。なお、土砂処分費について、設計図書の処分場における砂質土と礫質土の処分単価は同額のため、積算上砂質土で計上。

ボーリング柱状図



ボーリング柱状図

調査名 「東条川二期地区」事業計画取りまとめ業務

ボーリングNo

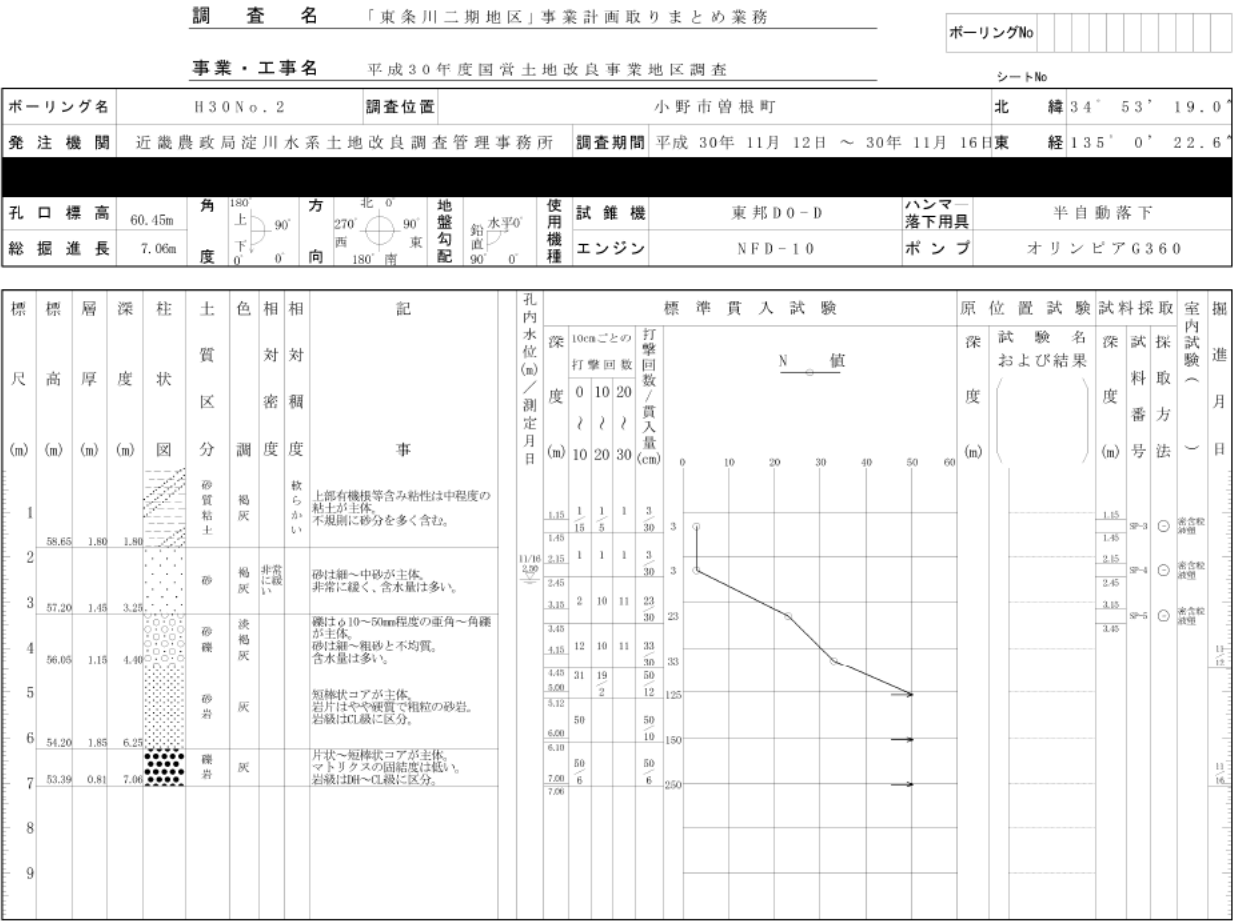
事業・工事名 平成30年度国営土地改良事業地区調査

シート No

ボーリング名	H30No.1	調査位置	加東市松沢					北緯	34° 55' 22.7		
免注機関	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所			調査期間	平成30年11月6日～30年11月9日			東経	136° 0' 22.9		
孔口標高	59.86m	角	180° 上 90°	方	北 270° 西	地盤勾配	水平0° 鉛直 90°	使用機種	東邦D0-D	ハンマー 落下用具	半自動落下
総掘進長	10.03m	度	°	向	東 180° 南	エンジン	NFD-10	ポンプ		オリンピアG360	

標尺	層高	厚	深	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記述	孔内水位(m)／測定月日	標準貫入試験					N 値	原位置試験	試験名 試験および結果	試料採取 試験番号	採取方法	室内試験 (月日)	掘進	
											深	10cmゴットの 打撃回数			打撃回数／貫入量 (cm)								
												0	10	20									
(m)	(m)	(m)	(m)								(m)												
1					礫混じり砂	褐灰	緩い		上部有機質等含み砂は細～粗砂と不均質。 φ10～60mm程度の亜角礫を混入する。 全体に締まり具合は緩い。	11.9 2.89	1.13	2	2	1	5 30	5							
2	57.26	2.60	2.60								1.45	2	1	4	7 30	7							
3	56.16	1.10	3.70		砂礫	淡褐灰	緩い		礫はφ10～60mm程度の亜角礫が主体。 砂は細～粗砂と不均質で締まり具合は緩い。		2.15	3	2	2	7 30	7							
4	55.78	0.38	4.08		砂	黄褐～灰			基盤岩の風化残積土で砂状。 良く締まっている。		2.45	50	50	50	50	188							
5											3.15	50	50	50	50	214							
6					砂岩	灰			短棒状～棒状コアが主体。 水平方向の亀裂が主体で岩片はやや硬質。 岩級はC級に区分。		4.00	50	50	50	50	167							
7											5.00	50	50	50	50	188							
8	51.56	4.22	8.30								6.00	50	50	50	50	300							
9	51.11	0.45	8.75		礫岩	灰			片状コアが主体。 マトリックス部分の固結度はやや低く岩級はB～C級に区分。		7.00	50	50	50	50	300							
10	49.83	1.28	10.03		泥岩	灰			棒状コアが主体。 固結度は高く、岩片は硬質で岩級はC級に区分。		8.00	50	50	50	50	500							
11											9.00	50	50	50	50								
12											10.00	50	50	50	50								

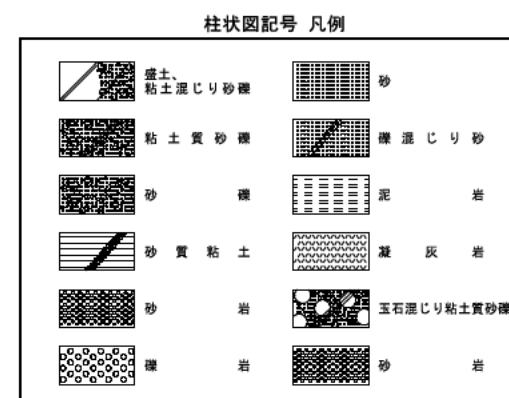
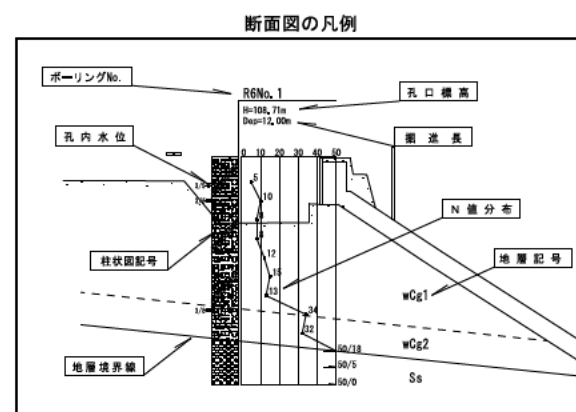
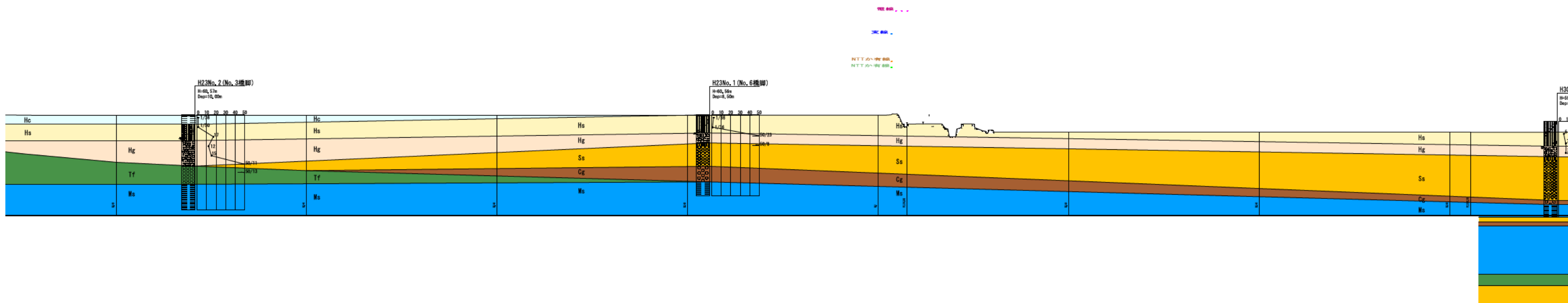
ボーリング柱状図



[illegible]

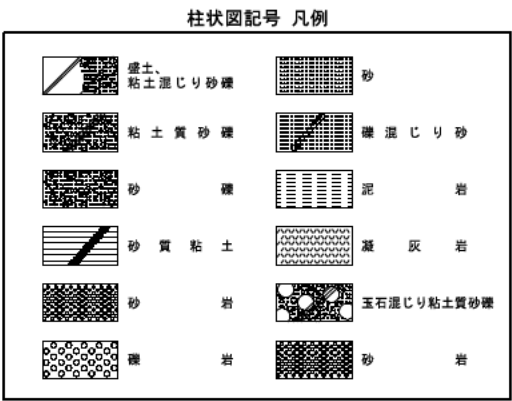
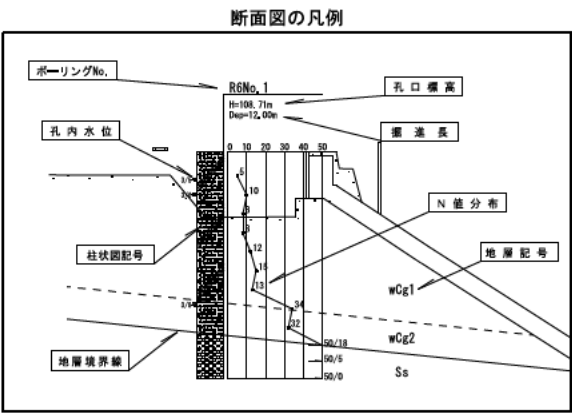
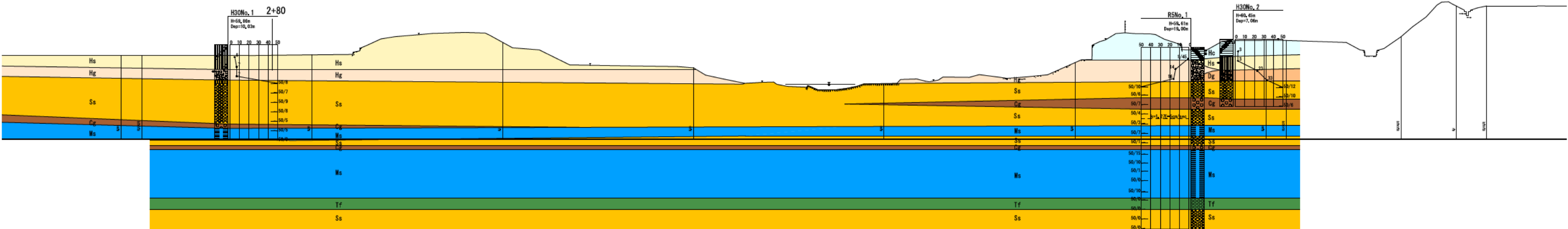
シート No

標高 尺	層厚 厚	柱状 状	土質 区	色	相対 対	相対 密	記 事	孔内水位(m) / 測定月日	標準貫入試験				原位置試験 深さ(m)	試験名 および結果	深さ 度	試験番号	採取 方法	室内試験 (月日)	掘進 月日
									深 度	10cmごとの 打撃回数	打撃回数 / 貫入量 (cm)	N 値							
(m)	(m)	(m)	(m)	図	分	調	度	事	8.50	深 度	0 10 20 30	1 10 20 30	1 10 20 30	(m)	(m)	号	法	()	
59.46	0.15	0.15	砂礫	暗褐色	中位の	非常に軟弱な粘土が主体で細～中砂を多く含む。	有機物を多く含む。	8.50	1.00	0	1	1	45	1					
58.26	1.20	1.35	砂質粘土	暗褐色	中位の	礫はφ5～40mm程度の亜角～角礫が主体。砂は細～粗砂と不均質。		8.50	1.45	0	1	1	45	1					
			砂礫	暗褐色	中位の	礫はφ5～40mm程度の亜角～角礫が主体。砂は細～粗砂と不均質。		8.50	2.15	1	3	10	14	14					
			砂礫	暗褐色	中位の	礫はφ5～40mm程度の亜角～角礫が主体。砂は細～粗砂と不均質。		8.50	2.45	7	4	5	16	16					
56.01	2.25	3.60	砂岩	灰～淡黄灰	中位の	片状～短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はDL～CL。		8.50	3.15	7	4	5	16	16					
			砂岩	灰～淡黄灰	中位の	片状～短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はDL～CL。		8.50	3.45	50			50	50					
54.31	1.70	5.30	砂岩	灰～淡黄灰	中位の	片状～短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はDL～CL。		8.50	4.15	50			50	50					
			砂岩	灰～淡黄灰	中位の	片状～短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はDL～CL。		8.50	4.25	50			50	50					
53.11	1.20	6.50	砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	5.00	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	5.06	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	6.00	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	6.07	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	7.00	50			50	50					
51.41	1.70	8.20	砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	7.04	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	8.00	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	8.03	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	9.00	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。ハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	9.07	50			50	50					
49.31	1.00	10.30	砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	10.00	50			50	50					
48.91	0.40	10.71	砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	10.04	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	11.15	33	17	5	50	15					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	11.30	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	12.10	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	12.30	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	13.00	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	13.04	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	14.00	貫入不能			50	0					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	14.00	貫入不能			50	0					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	15.30	50			50	50					
			砂岩	灰	中位の	短棒状コアが主体。粘片は横貫でハンマーの打撃で崩れる。岩級はCL。		8.50	16.20	50			50	50					
43.81	5.10	15.80	凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	16.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	16.00	貫入不能			50	0					
42.61	1.20	17.00	凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	17.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	17.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	18.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	18.00	貫入不能			50	0					
40.61	2.00	19.00	凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	19.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	19.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	20.00	貫入不能			50	0					
			凝灰岩	暗緑灰	中位の	短棒状コアが主体。固結度は非常に低い。岩級はCL。		8.50	20.00	貫入不能			50	0					



地層・岩体区分 凡例				
地 質 時 代	地 層 名 称	地層記号	構 成 地 質	
新 生 代	第 四 紀	完新砂質土層	Hs	礫 混 じ り 砂
		完新粘性土層	Ho	砂 質 粘
		完新礫質土層	Hg	砂
		段丘礫質土層	Dg	砂
	古第三紀	強風化礫岩層	wCg1	粘 土 質 砂 玉石混じり粘土質砂
			wCg2	粘 土 質 砂
		強風化砂岩層	wSs	粘 性
		砂 岩 層	Ss	砂 (吉川黒層)
		礫 岩 層	Cg	礫 (吉川黒層)
		泥 岩 層	Ms	泥 (吉川黒層)
		凝灰岩層	Tf	凝 灰 (吉川黒層)

図. 3.7 地層推定断面図 (S=1:400)

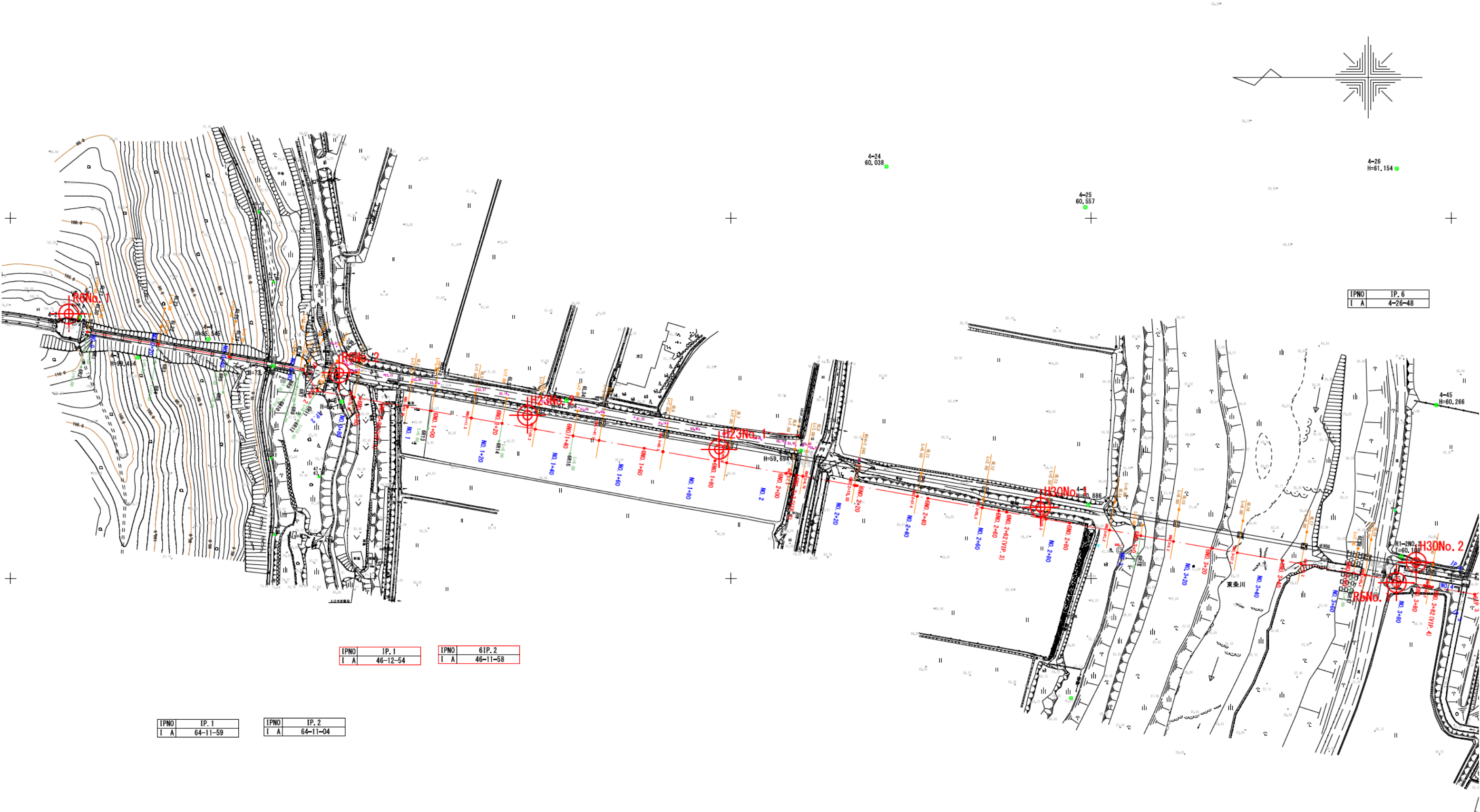


地質時代		地層名称	地層記号	構成地質
新 生 代	第 四 紀	完新砂質土層	Hs	礫 混 じ り 砂
		完新粘性土層	Hc	砂 質 粘 土
		完新礫質土層	Hg	砂
		段丘礫質土層	Dg	砂
	古第三紀	強風化礫岩層	wCg1	粘 土 質 砂 礫 玉石混じり粘土質砂礫
			wCg2	粘 土 質 砂 礫
		強風化砂岩層	wSs	粘 性 土
		砂 岩 層	Ss	砂 (吉川系層)
		礫 岩 層	Cg	礫 (吉川系層)
		泥 岩 層	Ms	泥 (吉川系層)
		凝 灰 岩 層	Tf	凝 灰 岩 (吉川系層)

図. 3. 8 地層推定断面図 (S=1:400)

表. 3. 9 設計地盤定数一覧表

地 層	設計 N 値	単位体積重量 γ (kN/m ³)	粘着力 c (kN/m ²)	せん断抵抗角 ϕ (°)	変形係数 E (MN/m ²)
完新砂質土層 (Hs)	3	18	0.0	22.7	2.1
完新粘性土層 (Hc)	1	16	6.0	0.0	0.7
完新礫質土層 (Hg)	7	18	0.0	26.8	4.9
段丘礫質土層 (Dg)	32	19	0.0	40.3	22.4
強風化砂岩層 (wSs)	6	16	27.3	33.3	4.2
強風化礫岩層 (wCg1)	9	18	31.2	34.2	6.3
強風化礫岩層 (wCg2)	33	19	47.7	37.0	23.1
砂岩層 (Ss)	200	21	86.0	41.0	102.9
礫岩層 (Cg)	224	21	89.2	41.3	111.3
泥岩層 (Ms)	185	20	383.2	21.3	97.5
凝灰岩層 (Tf)	142	20	326.4	21.2	81.2



調査位置図 S=1:1000

・ 土層分担

調査位置と推進深度から、土層の分担は下表のとおり。

表. 土層分担

	H30No. 1		R5No. 1		合計
位置	到達			発進	
負担延長	46.689m		55.811m		102.500m
土質	Ss 砂岩	Cg 礫岩	Ss 砂岩		
断面比率	78.2%	21.8%	100.0%		

以上を踏まえ、加重平均から砂岩と礫岩の負担延長を算定する。

[礫岩負担延長] = [礫岩断面比率] × [礫岩負担延長]
= 21.8% × 46.689m
= 10.179m

[砂岩負担延長] = [推進延長] × [礫岩負担延長]
= 102.500m - 10.179m
= 92.321m